



せんだい健幸省エネ住宅 補助金（新築向け）

申請の手引き （令和8年度版）



提出先・問い合わせ先

カメイ株式会社内
せんだいエコトク補助金事務局
〒980-0811
仙台市青葉区一番町2-7-12
南町通MKビル3階
TEL:022-393-7951
メールアドレス：sendai-ecotoku@kamei.co.jp
平日9時00分～17時00分

提出は郵送にてお願いいたします。

注意事項

補助金の申請について

住宅の引き渡し後の申請はできません。
交付決定通知を受け取る前に住宅の引き渡しを行うと申請は無効となりますのでご注意ください。

太陽光発電設備の補助について

本補助金で太陽光発電設備の補助を申請する場合は、FIT制度（固定価格買取制度）への申請はできません。

太陽光発電設備への補助を申請し、FIT認定を受けた場合、太陽光発電設備の補助額は取り消します。

※太陽光発電設備への補助を受けた場合でも、非FITによる余剰電力の売電は可能です。

他の補助金との併用について

表のとおりです。

○ 併用可	場合によって併用可	× 併用不可
【県】 ・スマートエネルギー住宅普及促進事業補助金 ・県産材利用サステナブル住宅普及促進事業 【市】 ・仙台市産材利用促進支援補助金	【国】 ・DR家庭用蓄電池事業 ・V2H充放電設備の導入補助金 ・給湯省エネ事業 【市】 ・V2H導入支援補助金	【国】 ・みらいエコ住宅 ・国ZEH補助金 【市】 ・若年・子育て世帯住み替え支援事業 ・仙台市結婚新生活支援事業 ・太陽光発電等導入補助金

1.申請の流れ 事業者による申請手続きの代行も可能です※

その1

対象となるか確認 → P 2 ~

その2

交付申請 → P 8 ~

R8.12.15まで
(予算に達した時点で
終了となります)

事務局による審査

(書類の不備等が無い場合30日以内に決定通知書送付)

その3

交付決定

(仙台市より通知をお送りします)

その4

住宅の引き渡し・入居

引き渡しは
交付決定後に
行ってください

その5

実績報告 → P 12~

R9.1.29まで

事務局による審査

その6

補助金額確定

(仙台市より通知をお送りします)

その7

補助金請求

補助金交付 (口座振込)

※行政書士でない者が業として他人の依頼を受け、報酬を得て官公署に提出する書類を作成することは、行政書士法違反になりますのでご注意ください。

2.申請の期限

交付申請（引き渡し前）：令和8年5月1日（金）～ 令和8年12月15日（火）**必着**

- ・予算がなくなり次第終了します。
- ・申請を受けてから不備等が無かった場合30日以内に交付・不交付決定通知を申請者宛てに通知します。
- ・市の交付決定通知を受け取る前に、住宅の引き渡しを行うと補助が受けられなくなります。必ず、交付決定通知を受けた後に、住宅の引渡しを行ってください。
- ・受付順での審査となります（書類に不備がある状態では、受付となりませんので、ご注意ください）

実績報告期限：令和9年1月29日(金) **必着**(実績報告までに住宅の引き渡しが必要です)

3.補助要件等

① 補助の対象となる住宅

補助対象区分	要件等
共通要件	・市内の新築住宅又は新築建売住宅※1(令和8年4月1日以降に契約締結したもの) ・常時居住する専用住宅であること（住宅の一部に店舗等の非住宅部分がある場合は住居部分が要件を満たすこと） ・一戸建て住宅であること ・BELSにおいて『ZEH』（※2）であることを示す証書を取得していること ・外皮平均熱貫流率（UA値）0.48以下、相当隙間面積（C値）1.0以下であること
『ZEH』	・UA値は0.48以下であること ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること(※3) ・太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること） ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること(※3) (※4) ・導入必須設備（3ページ）が導入されていること
『ZEH+』	・UA値は0.34以下であること ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること(※3) ・太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること（売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること） ・設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること(※3) (※4) ・導入必須設備（3-4ページ）が導入されていること

(※1) 1度も登記されたことがなく、人の居住の用に供したことの無いものをいいます。

(※2) Nearly ZEH、ZEH Orientedは対象外です。

(※3) エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。)」に準拠するものとします。また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

(※4) 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

② 導入必須設備

- ・新品を導入すること
- ・国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）のうち新築戸建ZEH」公募要領に記載の要件を満たしていること

（１）『ZEH』の場合

設備	主な要件等
再生可能エネルギー・システム	太陽光発電システム等（自己所有・リース等。但し、全量売電は除く。） ※太陽光発電設備を購入により導入し、費用の補助を受ける場合は、太陽光発電設備の要件等(5ページ)を満たすこと

（２）『ZEH+』の場合

設備	主な要件等
再生可能エネルギー・システム	太陽光発電システム等（自己所有・リース等。但し、全量売電は除く。） ※太陽光発電設備を購入により導入し、費用の補助を受ける場合は、太陽光発電設備の要件等(5ページ)を満たすこと

*『ZEH+』の場合、必要な追加設備

下記の「高度エネルギーマネジメント」または4ページ「電気自動車もしくはプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という）を活用する充電設備又は充放電設備」のいずれか1つ以上を選択し、導入してください

設備	主な要件等
高度エネルギーマネジメント	<u>HEMSを導入した上で、以下の要件も満たすこと</u> ・一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること ・住宅1棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること ・計測されたデータの表示ができること ・太陽光発電設備等の発電量を把握した上で、<u>住宅内の冷暖房設備、給湯設備等を制御可能であること</u> ・導入する計測対象の機器要件となるECHONET Lite AIF認証を全て取得していること ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、導入する計測対象の設備要件となるReleaseバージョン以上であること ・そのほか国ZEH補助金公募要領における要件を満たすこと※ ※国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業）のうち新築戸建ZEH」公募要領〈個人申請編〉「3-4. 導入必須の建材・設備等の要件 2) HEMSの要件」を満たすこと 参考URL https://zehweb.jp/assets/doc/R08ZEH_moe_kouboyouryou_kojin.pdf

設備	要件等
* 電気自動車等を活用する設備	以下の（i）または（ii）のいずれかの設備を導入すること （i）電気自動車等充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備 ・分電盤に専用の分岐回路（＝専用回路）を設置されていること ・設置する専用回路は単相200V20A以上であること （ii）V2H充電設備（充放電設備） ・電気自動車等から住宅へ放電する電力量もHEMSで計測していること ・V2H充電設備（充放電設備）専用ブレーカーを設置されていること 上記いずれについても下記要件を満たすこと ・電気自動車等の保管場所は申請する住宅の敷地内にあり、保管場所において充電設備または充放電設備が使用可能であること ・太陽光発電設備等により発電した電力を電気自動車等に充電可能であること

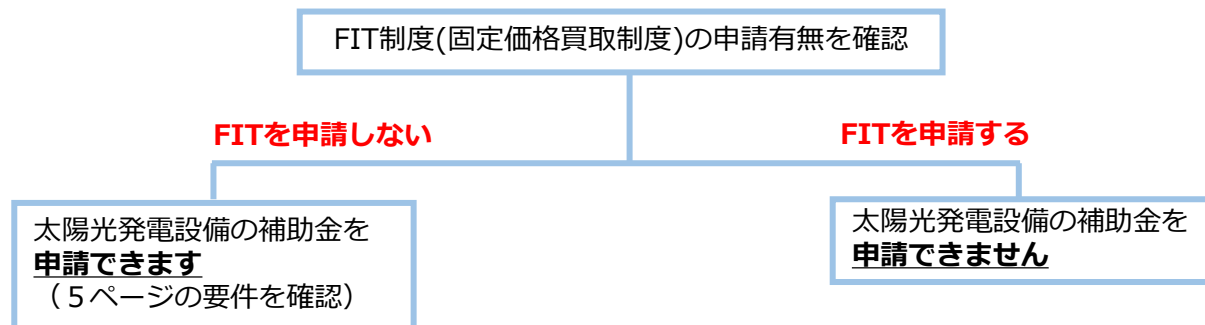
③ 太陽光発電設備の補助について

・必ず設置が必要な設備です。さらに補助を上乗せして受けることができますが、太陽光発電への補助を受ける場合は、FIT制度（固定価格買取制度）への申請はできません。

・補助を申請する場合は、5ページの要件及び申請書類の確認事項を確認してください。

【FIT(固定価格買取制度)とは】
太陽光発電などの再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度

太陽光発電設備について補助の対象となるかは下の図でご確認下さい。



※令和8年度からは、リースまたはPPAの場合でも太陽光発電設備への補助を受けることができます。ただし、リースまたはPPAの場合、補助金はリース・PPA事業者へ交付されたのち、事業者より補助額の還元を受ける形となります。（補助を受ける場合は、PPAの場合でもFITの申請はできません。PPA事業者にFIT申請の有無を確認して、補助の申請をしてください。）

太陽光発電設備の補助を受ける場合、下記の事項について遵守していただくとともに(様式第2号別紙2)、設置事業者に要件確認事項を提出してもらってください(様式第2号別紙3)。このほかに、自家消費率が30%以上であることが分かる書類(シミュレーション等)とP.6の要件を満たしていることが分かる書類を提出していただく必要があります。

要件等
・ 太陽光発電設備の能力を十分に発揮させ、安全に利用するため、適切な維持管理に努めるとともに、4年に1回程度、設置事業者等による点検を行うこと。
・ 太陽光パネルの設置による反射光により近隣への影響が懸念される場合には適切な防眩対策を行うこと。特に、北面への設置は、原則として防眩性能を有するパネルを使用すること。ただし、シミュレーション等により、影響がないことが確認できる場合は、通常パネルでも可能とする。
・ なお、9/30以前に契約したため対策を講じられなかった場合は、誓約書を提出する。
・ 太陽光発電設備を廃棄する際には、設置時の住宅メーカーや設置事業者等に相談のうえ、設備のリサイクル、リユースがなされるよう努めること。
・ 設備の法定耐用年数(太陽光：17年)以上使用すること。
・ 太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を住宅で自家消費すること。
・ 太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額が35万円/kW未満であること。35万円/kW未満での導入が困難な特段の理由がある場合は、理由書を提出すること。

太陽光発電設備の補助を申請しない場合でも 北側屋根への太陽光パネルの設置はご注意ください！

住宅用太陽光パネルを北側屋根に設置すると、発電効率の低下や反射光による近隣への影響等の懸念があります。

そのため原則として北側以外へのパネル設置を検討し、やむを得ず北側の屋根に設置する場合は反射を抑えるタイプのパネル(防眩仕様)の使用を検討してください。北側屋根以外についても太陽光発電協会(JPEA)のリーフレット等を確認し、**反射光による近隣への影響がないことを確認してください。**

太陽光発電協会(JPEA)のリーフレット



設置事業者の確認事項のうち、特に以下の項目について、確認方法を参照の上、要件を満たしていることを確認してください。

確認事項	
・日本産業規格又はこれと同等以上の規格に適合したものであること。 確認方法：J P - A C太陽光パネルA登録リストに名前があること。	
・太陽光発電設備は『使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン』が示す対象物質の含有率が基準値を超えていないこと。 確認方法：J P - A C太陽光パネルA登録リストに名前があること	
・太陽光発電設備は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン』を遵守して製造・調達された製品であること。 確認方法：太陽光発電協会HP「会員各社の人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」等で確認	
・太陽光発電協会（JPEA）他「家庭用電気工作物に係るサイバーセキュリティ対策実装例リスト」を参照し、対策を講じること。	

④ 蓄電池設備の補助について

- ・太陽光発電設備への補助を受ける場合に、併せて蓄電池設備を導入する場合に、補助を受けることができます。なお、太陽光発電設備への補助を受けずに蓄電池設備の補助を受けることはできません。

要件等
・太陽光発電設備で導入する付帯設備であること
・太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと
・設備の法定耐用年数（蓄電池：6年）以上使用すること。
・蓄電池蓄電の容量は20kWh未満とし、令和7年度以降のSII (https://zehweb.jp/registration/battery/) に登録された蓄電池であること。
・導入する蓄電システムの価格は12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。ただし、当該価格に該当する蓄電池システム調達が難しい場合は、理由書を作成のうえ、15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下とすること。

⑤ 補助金の申請ができる方

以下のすべてに該当する個人

要 件
・ 補助対象住宅の建築契約又は売買契約を締結する方
・ 補助対象住宅に常時お住まいになる方
・ 仙台市の市税を滞納していない方
・ 暴力団等と関係を有していない方
・ 同一年度内に本補助金の申請を行っていない方
・ 補助対象住宅について、国費を財源とする他の補助金（みらいエコ住宅支援事業、国ZEH補助金、仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業等）の交付を受けていない方
『ZEH+』の選択要件において、電気自動車等を活用する設備を選択する場合のみ ・ 導入する電気自動車等を活用する設備について仙台市が実施する他の補助金（仙台市家庭向けV2H充放電設備設置費補助金）の交付決定を受けていない方

4. 補助金額

補助金額は住宅の性能区分と導入設備に応じて異なります。

「基本額」＋「断熱工事のかかりまし費用」＋「太陽光発電設備の補助額」＋「蓄電池補助額」で算定します。

①最大補助額（『ZEH』の場合）

住宅種別	UA値	C値	基本額	断熱のかかり増し費用（最大）	太陽光発電設備※1（最大）	蓄電池設備※2（定額）	補助額合計（最大）
『ZEH』	0.23以下（G3）	1.0 以下	55万円	110万円	70万円 （7万円/kW）	10万円	245万円
	0.34以下（G2）			50万円			185万円
	0.48以下（G1）			13万円			148万円

※1 太陽光発電設備の補助を申請する場合

※2 蓄電池設備の補助を申請する場合

②最大補助額（『ZEH+』の場合）

住宅種別	UA値	C値	基本額	断熱のかかり増し費用（最大）	太陽光発電設備※1（最大）	蓄電池設備※2（定額）	補助額合計（最大）
『ZEH+』	0.23以下（G3）	1.0 以下	100万円	90万円	70万円 （7万円/kW）	10万円	270万円
	0.34以下（G2）			25万円			205万円

※1 太陽光発電設備の補助を申請する場合

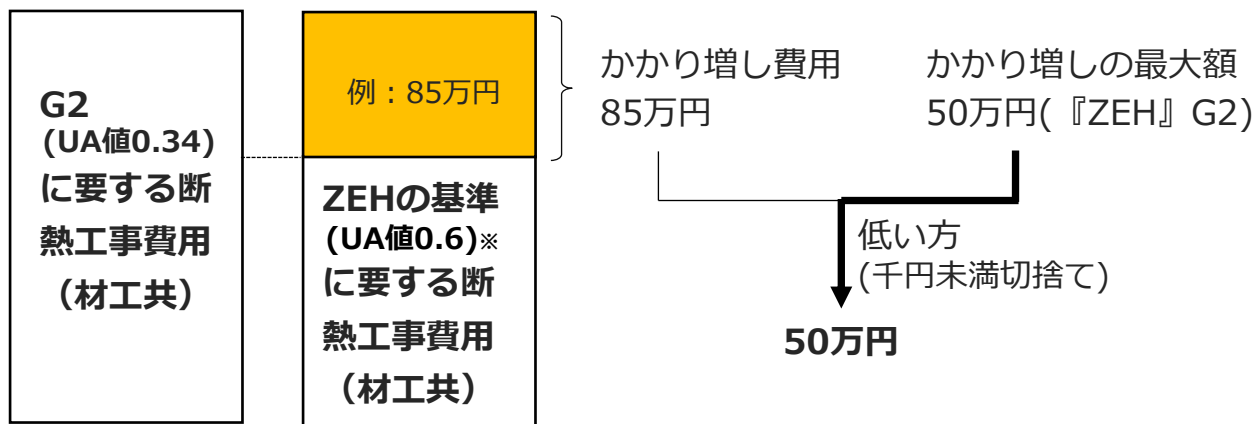
※2 蓄電池設備の補助を申請する場合

<補助額の算定方法>

(例：『ZEH』 G2、太陽光パネル6.4kW、パワーコンディショナー5.5kW設置の場合)

(i) 『ZEH』 の基本額 = 55万円

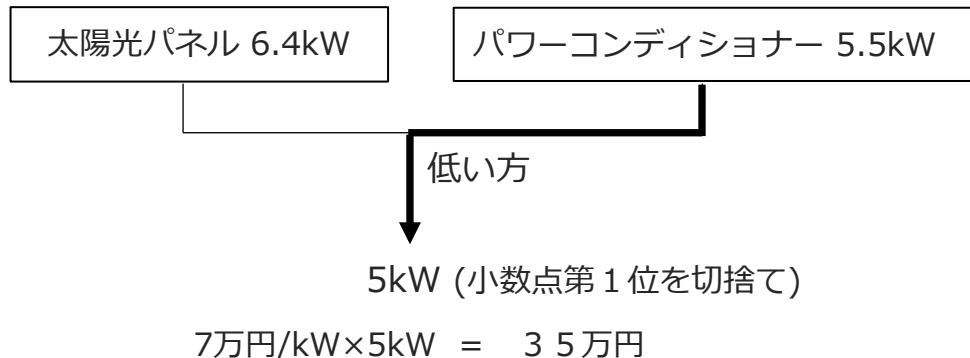
(ii) 断熱性能による断熱のかかり増し費用を計算 = 50万円



※『ZEH+』の場合 UA値0.5

(iii) 太陽光発電設備の補助額を計算 $7\text{万円/kW} \times 5\text{kW} =$ 35万円

※太陽光発電設備を申請に含める場合



※太陽光発電設備の容量は、パネルの公称最大出力かパワーコンディショナ定格出力のいずれか低い方とし、小数点第1位を切り捨てします

(iv) 補助額 (i) 55万円 + (ii) 50万円 + (iii) 35万円 = 140万円

5.交付申請

申請期間：令和8年5月1日から令和8年12月15日まで（必着。予算がなくなり次第終了）

※住宅の引き渡し前に9-10ページ記載の必要書類をご提出ください。申請を受けてから（書類不備等がなかった場合）30日以内に審査を行い、交付決定・不交付決定を申請者あてに通知します。

※受付順での審査となります（**書類に不備がある状態では、受付となりませんので、ご注意ください**）

6.交付申請に必要な書類

A4サイズ又はA3サイズ折込で提出してください。問合せをする場合がありますので申請書類は写しを保管してください。

	書類名	備考	※1
	補助金交付申請書	・様式第1号 ・捨印があれば訂正が必要な場合でも再提出の必要はありません	◎
①	事前着手届出書	・様式第1号別紙1	
②	実施計画書	・様式第2号	◎
③	本人確認書類	・氏名、住所、生年月日が確認できるもの ・申請者本人の住民票（交付日が交付申請日3ヶ月以内のもの）、マイナンバーカード（表面のみ）や運転免許証等のコピー等	◎
④	BELS評価書の写し	・『ZEH』であることを証明できるもの ・外皮平均熱貫流率、基準一次エネルギー消費量からの削減率が確認できるもの	◎
⑤	断熱のかかり増し費用の分かる計算書	・様式第2号別紙1 ・「申請時の外皮平均熱貫流率(UA値)の仕様における断熱工事にかかる費用」と「外皮平均熱貫流率(UA値)0.6(又は0.5)の仕様における断熱工事にかかる費用」の差額が分かること 【UA値0.6：『ZEH』の基準 UA値0.5：『ZEH+』の基準】	◎
⑥	遵守事項に関する確認書	太陽光発電設備の補助を申請する場合に必要となります ・様式第2号別紙2 ・申請者の直筆署名を確認できること	
⑦	導入設備要件確認書兼誓約書	太陽光発電設備の補助を申請する場合に必要となります ・様式第2号別紙3	
⑧	太陽光発電システムの要件が確認できるもの	太陽光発電設備の補助を申請する場合に必要となります ・JP-AC太陽光パネル型式A登録リストの該当箇所を印刷したもの ・太陽光発電協会HP「会員各社の人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」から該当するメーカーを印刷したもの、またはメーカーの規約内で人権尊重等該当する箇所を印刷したもの 蓄電池設備の補助を申請する場合に必要となります ・令和7年度以降のSII登録リストの該当箇所を印刷したもの (https://zehweb.jp/registration/battery/)	
⑨	太陽光発電システムで発電する電力量の自家消費率が30%以上であることが分かるもの	太陽光発電設備の補助を申請する場合に必要となります ・導入する太陽光発電システムで発電する電力量の自家消費率が、30%以上であることがわかるもの（毎月の発電量(kWh)・自家消費量(kWh)量のシミュレーション、参考様式①等)	
⑩	委任状	太陽光発電設備、蓄電池設備の補助を申請する場合、かつPPAまたはリースにより設備を導入する場合に必要となります ・様式第1号別紙2	
⑪	補助金相当額控除説明資料	太陽光発電設備、蓄電池設備の補助を申請する場合、かつPPAまたはリースにより設備を導入する場合に必要となります	

	書類名	備考	※ 1
⑫	太陽光発電設備調達価格に関する理由書	太陽光発電設備の補助を申請する場合で、調達価格が35万円/kW以上となる場合 (設備費＋設置工事費等の合計値を発電出力(太陽光パネルとパワーコンで値が小さい方で、小数点第3位以下切捨)で割った値) ・参考様式②等	
⑬	蓄電池調達価格に関する理由書	蓄電池設備の補助を申請する場合で、調達価格が12.5万円/kWhを超える場合 (設備費＋設置工事費等の合計値を定格容量(小数点第3位以下切捨)で割った値) ・参考様式③等	
⑭	工事請負契約書の写し	・申請者の氏名、住所、建築場所、押印、契約日等を確認できること ・申請者名義の契約であること ・契約日が令和8年4月1日以降であること	◎
⑮	見積書の写し	・申請者あての見積書であること ・導入必須設備の導入が分かるもの、設備毎の費用が分かるもの	◎
⑯	導入必須設備の仕様(メーカー、型番、設備の形状)が分かるカタログ等の写し	・導入必須設備の仕様(メーカー、型番、設備の形状)について分かるもの ・太陽光発電設備については、太陽光パネルの出力合計値、パワーコンディショナーの出力値も確認出来るもの(カタログ等) ・HEMSについては、一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格認証登録番号とAIF認証登録番号も分かるもの(エコネットコンソーシアムのHPに掲載されている当該機器のページを印刷したもの等) ・蓄電池については、定格容量もわかるもの	◎
⑰	屋根の形状および太陽光パネルの設置状況がわかるもの	・屋根全体の形状、屋根の傾斜の方向、方位、太陽光パネルの設置状況がわかるもの(太陽光パネル割付図等) (太陽光パネル割付図から屋根全体の形状や傾斜の方向、方位が分からない場合は、屋根伏図、立面図等も提出してください)	◎
⑱	市税の滞納がないことの証明書	・補助金交付申請書の提出前30日以内に交付されたもの ・区役所、総合支所で交付を受けてください ・「補助金交付申請書(様式第1号)」において、市税納付状況確認に同意した場合は不要です(※2)	
⑲	その他市長が必要と認める書類	・必須ではありません。仙台市から提出の要請があった場合のみ提出してください。 (例 北側屋根に通常の太陽光パネルを設置する場合：影響がないことが確認できるシミュレーション結果等)	

※1 ◎は必須の書類です。

※2 担当課が市税の完納が確認できなかった場合、納付した上で「市税の滞納がないことの証明書」を提出していただく必要があります。

7. 交付決定

審査の結果、交付申請内容が適正である時は**申請者本人宛て**に交付決定通知書を送付します。（不備等があった場合は連絡を差し上げます。）

交付決定は申請者本人のみへの送付となりますので、必要に応じて手続代行者へ交付決定通知があったことを連絡してください。

8. 住宅の引き渡し

交付決定の通知を受けた後に、住宅の引き渡しを行ってください。なお、

交付決定前に住宅の引き渡しをすると、補助を受けられなくなります。

9. 変更の手続き

交付決定後に申請した内容の変更（交付決定を受けた補助金の額の変更（減額））がある場合は、引き渡し前に承認を得る必要があります。様式第5号に必要書類を添えて環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

変更承認が必要かわからない場合は、環境局脱炭素政策課までお問い合わせください。

【注意点】

- ・ 申請内容の変更により交付決定を受けた補助金の額が変わる場合は、変更承認が必要です。
- ・ 交付決定を受けた補助金の額を増額する変更はできません。

10. 中止、廃止の手続き

補助事業を中止・廃止する場合は、様式第6号を環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

11.実績報告

住宅の引き渡しが完了しましたら、令和9年1月29日（必着）までに12-13ページに記載の必要書類をご提出ください。

※期限までに実績報告の提出がなかった場合は、補助金を交付できません。

12.実績報告に必要な書類

A4サイズ又はA3サイズ折込で提出してください。問合せをする場合がありますので申請書類は写しを保管してください。

	書 類 名	備 考	※ 1
	補助金実績報告書	・ 様式第9号	◎
①	事業実績書	・ 様式第10号	◎
②	建物全景写真	・ 様式第10号別紙1 ・ 建物全景のカラー写真	◎
③	導入必須設備の写真	・ 様式第10号別紙2 ・ 導入した全ての必須設備（様式第10号に記載のもの）を撮影したカラー写真 ※太陽光発電設備は、太陽光パネルとパワーコンディショナーの両方の写真が必要です。	◎
④	気密性能試験結果の写し	・ 補助対象住宅での相当隙間面積が確認できる書類を提出すること ・ 測定者等が記載されていること（自社試験も可）	◎
⑤	導入必須設備の保証書または出荷証明書の写し	・ 新品を設置したことが分かるもの ・ 申請者氏名、設置住所が分かるもの ※太陽光発電設備は、パネルの公称最大出力及びパワーコンディショナ定格出力が確認できるもの	◎
⑥	HEMS仕様等確認書	・ 『ZEH+』の選択要件において、高度エネルギーマネジメントを選択した場合に必要となります ・ 様式第10号別紙3 ・ 冷暖房設備、給湯設備とHEMSの接続を確認できる写真を添付すること（蓄電池を導入する場合は蓄電池も含む） ※様式中の「そのほか国ZEH補助金公募要領における要件を満たしている」の記載に関しては、国の最新情報に対応すること	
⑦	電気自動車等を活用した充電設備又は充放電設備確認書	・ 『ZEH+』の選択要件において、電気自動車等を活用する設備を選択した場合に必要となります ・ 様式第10号別紙4	

	書類名	備考	※1
⑧	補助対象住宅 引渡証明書	・ 様式第10号別紙5	◎
⑨	住宅施工証明書	・ 様式第10号別紙6	◎
⑩	住宅の性能及び 省エネ性能向上 に関する説明書	・ 様式第10号別紙7	◎
⑪	領収書等の写し	・ 申請者(フルネーム)あての領収書と分かること ・ 数回に分かれて支払いの場合、全ての領収書の写し ・ 導入必須設備に関する費用、及び申請時の外皮平均熱貫流率(UA値)の仕様における断熱工事にかかる費用を支払ったとわかるもの	◎
⑫	住民票	・ 申請者本人の原本 ・ マイナンバーの記載がされていないもの ・ 実績報告書の提出前30日以内に交付されたもの ・ 補助対象住宅に居住していると分かるもの	◎
⑬	電気自動車等の 保管場所が分かるもの	・ 『ZEH+』の選択要件において、電気自動車等を活用した充電設備または充放電設備を選択した場合に必要となります ・ 住宅平面図など敷地内の保管場所が分かるもの	
⑭	建築場所と住民 票の住居表示が 同一場所と分かるもの	・ 申請時に提出した契約書の建築場所（地番）と住民票の住居表示が異なる場合に必要となります ・ 建築場所の地番と住居表示が同一の場合は不要です ・ 住居番号設定等通知書など（住居番号設定等通知書は、各区役所より建築主へ通知されます）	
⑮	売電の形態が確認 できる書類	・ 電力会社との電力受給契約確認書または系統連系に係る契約書類（系統連系承諾書など）の写し等 ・ 余剰配線（余剰売電）と確認できるもの	◎
⑯	その他市長が必要と認める書類	・ 必須ではありません。仙台市から提出の要請があった場合のみ提出してください。	

※1 ◎は必須の書類です。

13.補助金交付額の確定

実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付額確定通知書を申請者本人宛てに送付します。なお、導入設備等の設置を確認するため、現地調査を行う場合があります。

14.補助金の請求

交付額確定通知書を受け取ったら、**1週間以内に**「補助金交付請求書（様式第12号）」を（PPA・リースの場合は太陽光事業者から）郵送により環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

- ・補助金を振り込む口座は申請者本人の名義である必要があります。申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。ただし、リース・PPAの場合は太陽光事業者の口座への振り込みになります。
- ・便宜上、実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
- ・請求金額及び請求日について、修正不可となっておりますので、誤りがあった場合は再度提出していただく必要があります。

15.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで2か月程度期間を要する場合があります。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等での確認をお願いします。

16.取得財産の管理・処分

この補助金により取得した機器等を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、所定の期間内(※)に補助金により取得した設備等を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第14号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。また、承認を受けて設備を処分した場合は、当該設備を取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額の返還を求めることがあります。また、取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

※補助金の交付額の確定の通知を受けた日から、それぞれ下記の期間

- ・住宅：10年
- ・太陽光発電設備17年
- ・蓄電池設備：6年

17.補助事業完了後の協力

市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する広報及び調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。また、HEMS等に記録された電力使用量、発電量等について実績報告後2年間はデータを保存するようお願いします。

18.せんだい健幸省エネ住宅認定証の送付

本補助金の交付を受けた住宅は「せんだい健幸省エネ住宅」として認定します。後日認定証を送付しますので、ご査収下さい。